

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「職員の旅費に関する条例施行規則（昭和三十五年徳島県規則第五十一号）別記様式による」を「職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第四項に規定する」に改め、「又は総務事務システム」を削り、同項ただし書中「職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項」を「同条第五項」に改める。

第十五条第一項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第二項を削る。
様式第十号の四を次のように改める。

様式第 10号の4 別添

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。